

議案第 51 号

三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、三重県市町総合事務組合理約を次のとおり変更するための協議をすることについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

三重県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

三重県市町総合事務組合同規約（昭和 62 年三重県指令地第 885 号）の一部を次のように変更する。

第 14 条中「第 3 条各号」を「第 3 条第 1 項各号」に改める。

別表第 2 第 3 条第 1 項第 4 号に定める事務の項中「志摩市」の次に「、伊賀市」を加える。

附 則

この規約は、三重県知事の許可があった日から施行する。